

内訳書

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	6515-919-55782	冷却遠心機		ZSE	1	佐造補所分任官	2026/10/14	
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	仕様書のとおり	2026/10/14	

調達要求番号：G26-S26-2000429312-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	調達品目表による。	仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3
名 称	冷却遠心機 衛生器材（カタログ製品）共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	25. 6. 5
		改正年月日	令和7年5月20日
		補給本部需品部需品第2課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において使用する衛生器材（カタログ製品）の調達に係る共通的要求事項について規定する。

1.2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

MRS-G-00008 プロビジョニング資料等作成共通仕様書

M4P-L-00419 衛生資材（包装・表示）共通仕様書

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合を除き、次による。

- a) **一般事項** 製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。
- b) **製品の表示** 製品の表示は、**M4P-L-00419**による。

3 監督・検査

監督及び検査は、調達要領指定書に指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、**M4P-L-00419**によるほか、商習慣による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合を除き、製造者の標準品を附するものとする。

5.2 添付・提出書類

添付・提出書類は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

なお、提出書類として機器構成品等一覧表を作成する際は、**MRS-G-00008**による。

5.3 承認用図面（見本）

承認用図面は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

5.4 搬入・調整

搬入・調整は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

6 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達要求番号：G26-S26-2000429312-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—————	仕様書番号	M4P-L-00419-J
名 称	衛 生 資 材 (包装・表示) 共 通 仕 様 書	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	6 2 . 2 . 1 9
		改 正 年 月 日	R 4 . 1 1 . 2 5
		補 給 本 部 需 品 部 需 品 整 備 課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において使用する衛生資材の包装及び表示について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

J I S Z 0 1 0 5 包装貨物－包装モジュール寸法

J I S Z 8 3 0 4 銘板の設計基準

J I S Z 9 1 0 1 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

2) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

b) 関連文書

1) 規格

N D S Z 8 2 0 1 標準色

2) 法令等

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

日本薬局方（明治19年公布）

2 要求事項

2.1 製品本体の表示

2.1.1 一般事項

製品本体の表示方法は、次による。

- a) 消耗品のうち、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）の11530による性質区分Cに区分される物品（衛生特殊繊維製品を除く。）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下、医薬品医療機器等法という。）等の関係法規又は個別仕様書等により指示する場合を除き、表示は必要としない。
- b) 非消耗品及び消耗品のうち、性質区分Xに分類される物品については、**NDS Z 8011**に基づく角型銘板により表示すること。ただし、形状や大きさ等の事情により、規定の角型銘板による表示が困難な場合は、その限りではない。

2.1.2 角型銘板

角型銘板の表示方法は、次による。

- a) **使用銘板** **NDS Z 8011**による1種銘板（付図1）又は1種、2種兼用の銘板（付図2）を基本とし、その他の場合は、個別仕様書等により示す。
- b) **書き方** 左横書き、漢字は常用漢字、数字はアラビア数字、書体は直立の丸ゴシック体を基本とする。
- c) **記載項目** 記載項目は、次による。
 - 1) **名称（海上自衛隊）又は海上自衛隊標識** 両方又はどちらか一方を記載する。海上自衛隊標識は付図3による。
 - 2) **品名** 防衛省や海上自衛隊などで規定する品名とする。
 - 3) **物品番号等** 防衛省や海上自衛隊などで規定するもの。
 - 4) **製造年月又は納入年月** 必要に応じて両方又はいずれか一方を記載する。
 - 5) **納入業者又は製造者名** 必要に応じて両方又はいずれか一方を記載する。ただし、記載する余裕がないときは、略称又は社章を記載してもよい。
 - 6) **その他** 1種、2種兼用の銘板については、主要諸元及び性能を記載する。
- d) **材料** 原則として、**JIS Z 8304**によるものとするが、機能・性能を損なわない範囲において、プラスチック、上質紙、布などを適宜選んで使用してもよい。
- e) **色** 原則として黒（つやなし又は半つや）とする。ただし、危険標識などに使用する場合の色は、**JIS Z 9101**に準ずる。
- f) **塗料等** 塗料、インキ、染料などは、銘板の材料に適合した耐摩擦性、耐候性及び密着性のあるものを使用する。
- g) **取付方法** 銘板の材料、使用箇所などによって、小ねじ、リベット、タッピンねじ、接着剤、縫い付けなどで取り付け、容易に剥がれないようにする。
- h) **形状・寸法** 原則として**NDS Z 8011**によるが、これによらない場合は、**JIS Z 8304**に示す寸法の中から選定する。また、四隅の角は、原則として適当な丸みを付け、1種銘板は、原則として輪郭を設ける。

2.2 包装

2.2.1 一般事項

包装は、次の事項に留意して行うものとする。

- a) 輸送・荷役・保管における外的諸条件に耐え、製品の品質が確実に保持されなければならない。
- b) 包装の軽量化，小容量化，経費節減及び流通の合理化を図るべく，合理的に包装を行うものとする。
- c) 包装材料は，原則として市販品を採用し，かつ，輸送・荷役・保管の諸作業が容易に行えるものでなければならない。
- d) 細部事項に規定する所要条件に適合する場合は，商習慣による包装容器を使用することができる。
- e) 包装の種類は、個装，内装，外装の3種類を標準とした上で，物品の種類によってそのいずれかを省略することができる。

2.2.2 個装・内装

NDS Z 0001に引用する規格を標準とするが，医薬品医療機器等法等に定めがある物品については，当該関係法規等によるものとし，また，せん刀等は刃先を十分に保護する包装を施すものとする。その他，特別な包装が必要な場合は，個別仕様書等により示す。

2.2.3 外装

NDS Z 0001に引用する規格を標準とする。

2.2.3.1 外装の省略

個装又は内装に両面段ボール箱等の容器が使用されており，かつ，必要に応じてバンド等で補強してある場合は，外装を省略することができる。

2.2.3.2 外装の収納基準

同一包装に収納する品目は，同一契約の同一品目ごとに行うものとするが，次の場合は，これによらないことができる。

- a) **混合包装** 同一契約で，各物品の数量が少ない又は1個当りの容積が小さい場合及び異なる契約で契約ごとの包装容積が小さい場合で，2品目以上の個装又は内装を組合せて外装（以下，混合包装という。）する方が経済的，かつ，合理的である場合は，混合包装することができる。
- b) **分割包装** 一つの品目が2以上の構成品，付属品などから成り，質量又は容積が大きいもの，その他の包装技術上の理由で分割して包装（以下，分割包装という。）することが適当な場合は，相互の組合せを明らかにして分割包装とすることができる。

2.2.4 質量基準

NDS Z 0001に引用する規格を標準とする。

2.2.5 寸法基準

寸法について，特に示されない場合は，**JIS Z 0105**の規定によるものとする。

2.3 包装の表示

2.3.1 一般事項

表示は，次の事項に留意して行うものとする。

- a) **表示の書き方** 表示の書き方は，原則として左横書き，漢字は常用漢字，数字はアラビア数字とする。
- b) **表示の色** 特に指定するものを除き，黒とする。

- c) **表示方法** 刷り込み，スタンプ，描画，印刷，ラベル等から選択する。いずれの方法によっても，明確であって，かつ，輸送・保管中において，にじみ，摩擦，すれ，退色，剥落などの生じにくい材料を用いなければならない。
- d) **その他** 医薬品医療機器等法等により規定がなされているときは，関係法規等の定めるところによって表示を行わなければならない。

2.3.2 細部事項

2.3.2.1 個装・内装の表示

- a) **形式** 個装の表示は付図4，内装の表示は付図5によるものとし，その他追加事項がある場合は，個別仕様書等で指示するものとする。
- b) **個装・内装の表示の省略** 包装の形状・寸法の関係上等，表示が困難な場合，その表示を省略できる。

2.3.2.2 外装の表示

外装の表示は，付図6を基準とするが，混合包装の場合は，付図7，分割包装の場合は，付図8による。

3 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は，監督官經由契約担当官等と協議するものとする。

防 衛 省			
品 名	○ ○ ○ ○ ○		
物 品 番 号	○○○○—○○○—○○○○		
製造年月日	○○○○年○○月○○日		
納 入 業 者	○ ○ ○ ○ (株)		

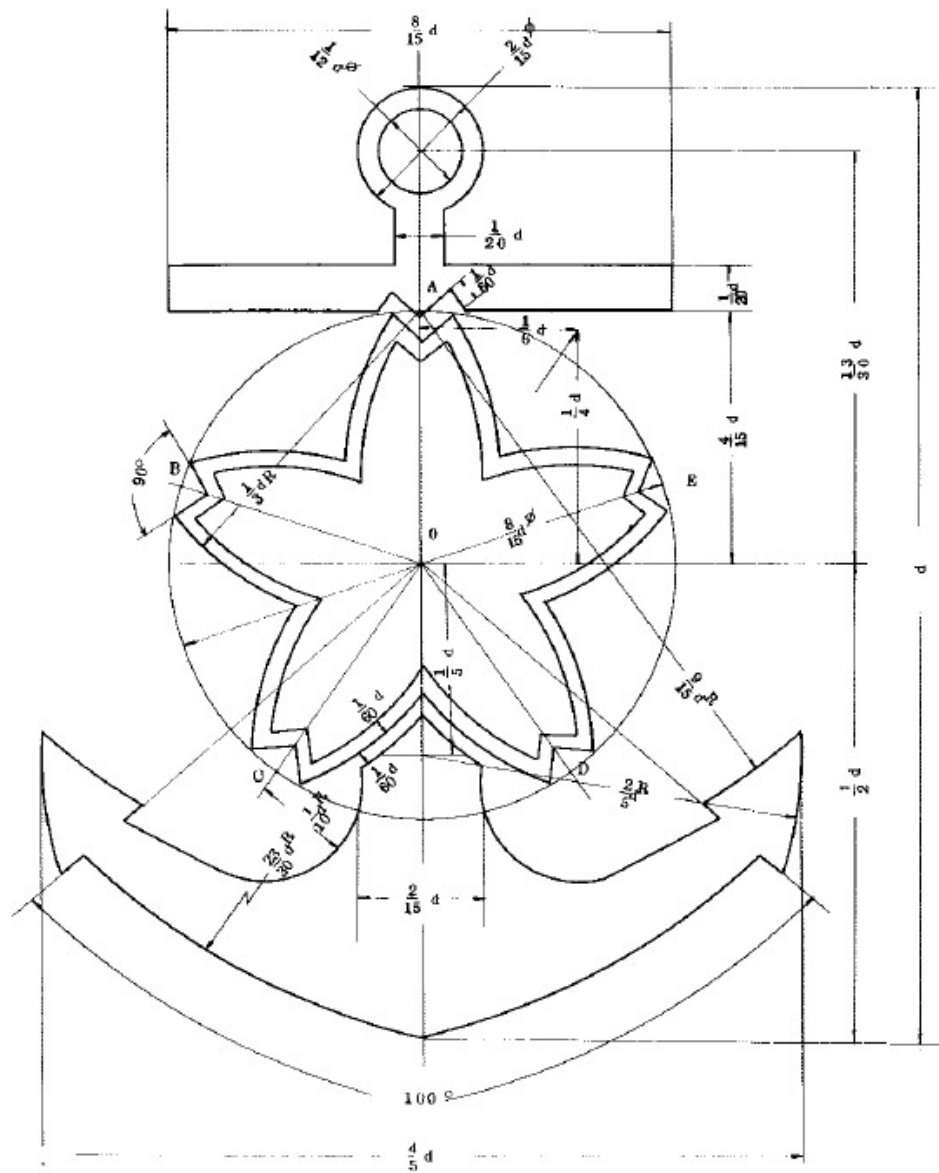
注記 例を示す。

付図 1－第 1 種銘板

海上自衛隊									
品 名		○ ○ ○ ○ ○							
物 品 番 号		○○○○—○○○—○○○○							
型 式	○ ○ ○	出 力	○ ○	kW					
電 圧	○ ○ V	電 流	○ ○	A					
回 転 速 度	○ 〇min ⁻¹	質 量	○ ○	kg					
○ 年 ○ 月 製									
納 入 業 者		○ ○ ○ ○ (株)							

注記 例を示す。

付図 2－第 1 種， 2 種兼用の銘板



注記 1 原点 O の中心とする直径 $\frac{8}{15}d$ の円に内接する正 5 角形の頂点を $A \sim E$ とする。

注記 2 頂点 $A \sim E$ を中心として $\frac{1}{3}d$ を半径とする弧を描いて花卉を作る。

付図 3－海上自衛隊標識

 a)	
品	名
物 品	番 号
納 入	年 月
納 入	業 者

注^{a)} 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

付図4 一個装の表示

 a)	
品	名
物 品	番 号
内装に含まれる個装の数量	
納 入	年 月
納 入	業 者

注^{a)} 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

付図5 内装の表示

 a)	
調達要求番号 ^{b)}	〇〇-〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
品 名	〇 〇 〇 〇 〇 〇
物 品 番 号	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
使 用 期 限 ^{c)}	
包 装 番 号 ^{d)}	
納 入	年 月

注記 例を示す。

注^{a)} 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

^{b)} 調達要求番号又は契約番号を記入する。

^{c)} 使用期限又は最終有効年月を記入する。(期限等がなければ省略できる。)

^{d)} 下の例による。

例 10包装のうちの、2個目であることを示す場合→2／10

付図6 外装の表示

 a)	
混合包装	
調達要求番号 ^{b)}	〇〇-〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 △△-△ △△△△-△△△△-△△△△
品名・物品番号・数量	1 〇〇・〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇・〇E A 2 △△・△△△△-△△△-△△△△・△S E
使用期限 ^{c)}	〇〇年 〇〇月（1の品名） △△年 △△月（2の品名）
包装番号 ^{d)}	〇／□
納入年月	〇〇年 〇〇月

注記 例を示す。

注 a) 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

b) 複数の契約による場合は、該当する全ての調達要求番号又は契約番号を記入する。

c) 品名ごとの使用期限又は最終有効年月を記入する。（期限等がなければ省略できる。）

d) 下の例による。

例 7包装のうちの、3個目であることを示す場合→3／7

付図7－外装（混合包装）の表示

 a)	
分割包装	
調達要求番号 ^{b)}	〇〇-〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
品名	〇 〇 〇 〇 〇 〇
物品番号	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
使用期限 ^{c)}	〇〇年 〇〇月
包装番号 ^{d)}	〇／□
納入年月	〇〇年 〇〇月
納入業者	〇〇〇〇(株)

注記 例を示す。

注 a) 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

b) 調達要求番号又は契約番号を記入する。

c) 品名ごとの使用期限又は最終有効年月を記入する。（期限等がなければ省略できる。）

d) 次の例による。

例 2包装のうちの、2個目であることを示す場合→2／2

付図8－外装（分割包装）の表示

調 達 品 目 表

調達要求番号	G26-S26-2000429312-00	作成部課	補給本部需品部需品第2課
調達要求年月日	令和8年7月14日	作成年月日	令和8年6月16日
仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3	品目番号	Q-Z0637
物品番号等	6515-919-5578-2		

品 名	カタログ製品名 ^{a)}
冷却遠心機	株式会社コクサン 冷却多本架遠心機 H-80R α

1 製品に関する要求

一般的要求事項は、次による。

- a) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、新品 (Factory new) であること。
- b) 調達品は、情報の漏えい若しくは破壊または機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク (未発見の意図せざる脆弱性を除く。) が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2 提出書類

2.1 提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	提出先及び部数	
		補給本部需品部	現品添付
1	検査成績書 ^{a)}	-	1
2	使用説明書 ^{b)}	1	2
3	取扱説明書 (日本語) ^{c)}	-	1
4	カタログ ^{c)}	1	2
5	機器構成品等一覧表 ^{d)}	1	2
注^{a)} 市販品の場合、検査成績書は、製造会社の発行する検査成績書又は保証書に代えることができる。 注^{b)} 使用説明書は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による添付文書とする。 注^{c)} 取扱説明書 (日本語)・カタログは、製造 (販売) 会社既版のものとする。 注^{d)} 機器構成品等一覧表は、 MRS-G-00008 によって作成する。			

2.2 附属品

附属品は、表 2 に示すほか、製造会社の定める標準品を附するものとする。

表 2－附属品

番号	品 名	規格	数量	単位
1	スイングロータ	R F－4 1 0	1	EA
2	シーリングキャップ付バスケット	M I－4 1 0	1	
3	400mL 血液バック（ダブル）	S T－4 1 0	4	

2.3 搬入・調整

官が指定する場所に機器を搬入し、要求する機能・性能を満足するように調整等を実施し、使用できる状態で引き渡すものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	G26-S26-2000429312-00
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 4 日
	作 成 部 課	補給本部需品部需品第 2 課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 5 月 1 2 日
品 名	冷却遠心機	
仕 様 書 番 号	M 4 P - Q - Z 1 0 0 1 - J 3	

指定事項：本調達は、次による。

3 監督・検査

検査は、海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）別紙第 2 7 標準資料監督・完成検査実施要領によるものとし、品質保証書又は検査成績書について書面審査を受けるものとする。なお、社内検査は、納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。

5 その他の指示

5.2 提出書類

提出書類については、表 1 による。

表 1－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	記 事
1	終了届（検査等申請書）	検査官	1	海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 2 9 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
2	検査調書（完成検査合格証）	検査官	4	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 3 0 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
3	品質保証書又は検査成績書	検査官	1	—
4	包装証明及び外装の表示	検査官	1	
5	納品書・（受領）検査調書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本企情第 8 9 号。令和 8 年 5 月 1 1 日），物管訓令別記様式第 3 8 による。